

令和8年度 水質検査計画



赤井川村

目 次

1. 基本方針	1
(1) 検査地点	
(2) 検査項目	
(3) 検査頻度	
2. 水道事業の概要	1
(1) 給水状況	
(2) 水源概要	
(3) 浄水施設の概要	
3. 水道の原水及び水道水の状況	2
(1) 原水の汚染要因及び水質管理上注意しなければならない項目	
(2) 原水及び水道水の水質概要	
4. 採水地点	3
(1) 給水栓(浄水)	
(2) 水源(原水)	
5. 水質検査項目と検査頻度	3
(1) 水質基準が適用される給水栓における水質検査項目と検査頻度	
6. 水質検査方法	6
7. 臨時の水質検査	7
8. 水質検査の評価・対応	7
9. 水質検査の精度管理	7
10. 関係者との連携	7
11. 水質検査計画の公表	7

1. 基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び水源とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等、水質検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目とします。

(3) 検査頻度

給水栓については、水道法に基づき色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査を1日1回行います。また病原生物に関する検査及び水の基礎性状に関する検査は、月1回行います。その他の基準項目については、過去の検査結果から検査頻度を緩和することが可能な検査項目については、年1回以上に緩和します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

給水区域	計画給水人口	1日最大給水量
赤井川地区	802人	450.0 m ³
都地区	300人	150.0 m ³
常盤リゾート地区	300人	1,050.0 m ³
常盤地区	95人	165.0 m ³
曲川地区	49人	20.0 m ³
落合地区	49人	50.0 m ³

(2) 水源概要

①赤井川地区

余市川水系丸山川支流日の出沢川より取水し、赤井川地区簡易水道浄水場へ送られます。

②都地区

余市川水系賀老の沢川より取水し、都地区簡易水道浄水場へ送られます。

③常盤リゾート地区

余市川水系朝里沢川及び、地下水（井戸）より取水し、常盤地区簡易水道浄水場へ送られます。

④常盤地区

余市川水系小樽川支流山一沢川より取水し、常盤地区簡易水道浄水場へ送られます。

⑤曲川地区

地下水（井戸）より取水し、曲川地区簡易給水浄水場へ送られます。

⑥落合地区

地下水（井戸）より取水し、落合地区簡易給水施設へ送られます。

⑦その他（緊急時対応用）

赤井川地区と接続可能な旧池田地区飲料水供給施設については、緊急時に対応できるように維持管理を続けます。表流水より取水し旧池田地区飲料水供給浄水場へ送られます。

(3) 浄水施設の概要

浄水場名	原水の種類	浄水処理方法	使用薬品
赤井川地区簡易水道浄水場 (字日ノ出404番地)	湧水	セリウム樹脂法 後塩素	塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム
都地区簡易水道浄水場 (字落合490番地7)	表流水	膜ろ過 前塩素	塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム アルカリ剤：苛性ソーダ [®] 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム
常盤リゾート地区簡易水道浄水場 (字常盤669番地)	表流水 井戸水	急速ろ過 後塩素	塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム アルカリ剤：苛性ソーダ [®] 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム
常盤地区専用水道浄水場 (字常盤375番地4)	表流水	急速ろ過 前塩素	塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム アルカリ剤：苛性ソーダ [®] 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム
曲川地区簡易給水浄水場 (字曲川169番地15)	井戸水	急速ろ過 後塩素	塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム
落合地区簡易給水施設 (字落合313番地1)	井戸水	後塩素	塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム
その他 旧池田地区飲料水供給浄水場 (字池田160番地2)	表流水	緩速ろ過 後塩素	塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の汚染要因及び水質管理上注意しなければならない項目

給水区域名	汚染の要因	水質管理上注意すべき項目
赤井川地区簡易水道浄水場	地質由来のヒ素	ヒ素
	浄水処理滅菌のみによる	クリプトスポリジウム指標菌
都地区簡易水道浄水場	降雨等による濁水	濁度、クリプトスポリジウム指標菌
	凝集剤使用による	アルミニウム
常盤地区簡易水道浄水場	降雨等による濁水	濁度、クリプトスポリジウム指標菌
	凝集剤使用による	アルミニウム
常盤地区専用水道浄水場	降雨等による濁水	濁度、色度、クリプトスポリジウム指標菌
	凝集剤使用による	アルミニウム

(2) 原水及び水道水(浄水)の水質概況

水源上流域には汚染源となる施設等がないことから、原水水質は安定しておりますが、地質由来による項目や浄水場での薬品使用による注意すべき項目があります。これらを踏まえて、適切な浄水処理を行い水質基準に適合した安全で良質な水です。

4. 採水地点

(1) 給水栓(浄水)

各浄水場ごとに採水地点を設け、各給水区域に検査箇所を設定しました。

○水質基準が適用される給水栓及び1日1回行う給水栓等

給水区域名	採水地点
赤井川地区簡易水道	アクアクリーンセンター(字旭丘1番地)
都地区簡易水道	都小学校(字都113番地)
常盤地区簡易水道	トリビュートフォリオホテル(字常盤128番地1)
常盤地区専用水道	山村活性化支援センター(字常盤443番地)
曲川地区簡易給水施設	曲川地区住宅(字曲川78番地11)
落合地区簡易給水施設	落合地区住宅(字落合312番地)
その他(旧池田地区飲料水供給施設)	旧池田地区飲料水供給施設(字池田160番地2)

(2) 水源(原水)

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、取水地点での水質検査を行います。

- ・赤井川地区 浄水場横井戸
- ・都地区 賀老の沢川
- ・常盤リゾート地区 朝里沢川+井戸
- ・常盤地区 山一沢川
- ・曲川地区 井戸
- ・落合地区 井戸
- ・池田地区 表流水

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓における水質検査項目と検査頻度

①水質検査項目

- ・浄水検査

水質検査表(1)の法令に基づく水質検査は、給水栓等において水質基準項目(52項目)の水質検査を行います。なお水道法に基づく水質検査表(2)の1日1回行う検査項目についても検査を行います。

・原水検査

クリプトスポリジウム等の対策として、水質検査表（3）の水質検査を行います。

②検査頻度

- 1 法令に基づく水質検査のうち、一般細菌等、病原微生物の汚染を疑わせる指標やpH値等、水の基本的な性状に関する項目については、月1回行います。
- 2 法令に基づく水質検査のうち、検査頻度を緩和することが不可能なトリハロメタン等消毒副生成物項目については、年4回行います。
- 3 新規項目については法令に基づき年4回行います。
- 4 法令に基づく水質検査の色、濁り、消毒の効果（残留塩素）の検査は1日1回行います。
- 5 クリプトスポリジウム等の原水水質検査については、赤井川地区を年4回、その他を年1回行い、指標菌検査については、赤井川地区を毎月、その他を年4回行います。
- 6 1)法令により水質検査表(1)の項目のうち、検査頻度を減らすことができる項目について、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合には3年に1回以上、1/5以下の場合には年1回以上まで（水質が安定し良好）検査頻度を減らすことができる。

水質検査表（1）

番号	水質基準項目	検査頻度	検査省略とその理由	検査実施月	備考	
1	一般細菌	月1回	省略不可	4～3月		
2	大腸菌	月1回	省略不可	4～3月		
3	カドミウム及びその化合物	年1回	※1 年1回(原水水質が変わらないと認められ、過去3年間の検出値が全て1/5以下の場合) 3年に1回(同1/10以下の場合)	10月又は11月		
4	水銀及びその化合物	年1回		10月又は11月		
5	セレン及びその化合物	年1回		10月又は11月		
6	鉛及びその化合物	年1回		10月又は11月		
7	ヒ素及びその化合物	赤井川地区年4回 その他は年1回		5.8.11.2月 11月		
8	六価クロム化合物	年1回		10月又は11月		
9	亜硝酸態窒素	年1回		10月又は11月		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヵ月に1回		省略不可	5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
11	硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		※1	10月又は11月	
12	フッ素及びその化合物	年1回		10月又は11月		
13	ホウ素及びその化合物	年1回		10月又は11月		
14	四塩化炭素	年1回		10月又は11月		
15	1,4-ジオキサン	年1回		10月又は11月		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回		10月又は11月		

17	ジクロロメタン	年1回		10月又は11月	
18	テトラクロロエチレン	年1回		10月又は11月	
19	トリクロロエチレン	年1回		10月又は11月	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFAS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	年1回		10月又は11月	
21	ベンゼン	年1回		10月又は11月	
22	塩素酸	3ヵ月に1回	省略不可	5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
23	クロロ酢酸	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
24	クロロホルム	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
25	ジクロロ酢酸	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
26	ジブromokロロメタン	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
27	臭素酸	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
28	総トリハロメタン	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
29	トリクロロ酢酸	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
30	ブromोजクロロメタン	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
31	ブromホルム	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
32	ホルムアルデヒド	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
33	亜鉛及びその化合物	年1回	※1	10月又は11月	
34	アルミニウム及びその化合物	3ヵ月に1回		10月か11月又は 4.7.10.1月	
35	鉄及びその化合物	3ヵ月に1回		10月か11月又は 4.7.10.1月	
36	銅及びその化合物	年1回		10月又は11月	
37	ナトリウム及びその化合物	年1回		10月又は11月	
38	マンガン及びその化合物	年1回		10月又は11月	
39	塩化物イオン	月1回	省略不可	4~3月	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヵ月に1回	※1	5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
41	蒸発残留物	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	
42	陰イオン界面活性剤	3ヵ月に1回		5.8.11.2月又は 4.7.10.1月	

43	ジェオスミン	藻類発生時に月1回	省略不可	7月又は8月	
44	2-メチルイソボルネオール	藻類発生時に月1回	省略不可	7月又は8月	
45	非イオン界面活性剤	年1回	※1	10月又は11月	
46	フェノール類	年1回		10月又は11月	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	月1回	3ヵ月に1回（連続的に計測及び記録されている場合）	4～3月	
48	pH値	月1回		4～3月	
49	味	月1回		4～3月	
50	臭気	月1回		4～3月	
51	色度	月1回		4～3月	
52	濁度	月1回		4～3月	

水質検査表（2）

番号	水質基準項目	基準値	検査回数
1	色	異常でないこと	365回/年
2	濁り	異常でないこと	365回/年
3	異常な臭味	異常でないこと	365回/年
4	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l以上	365回/年

水質検査表（3）

水質基準項目	水道施設名	検査回数
嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウムオーシスト等検査	赤井川地区	4回/年
	都地区	1回/年
	常盤リゾート地区	1回/年
	常盤地区	1回/年
	曲川地区	1回/年
	落合地区	1回/年

6. 水質検査方法

水質検査表（2）の1日1回行う水質検査については赤井川村で行い、水質検査表（1）の水質基準の水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者に委託して実施します。

①検査委託

水質検査表（1）、（3）の水質基準の水質検査については、小樽市水道局水質試験所に委託して行います。

②採取運搬方法

水質検査を行う検体は赤井川村役場建設課水道係職員が自ら行い、運搬についても同様とする。

7. 臨時の水質検査

水源等で水質変化があり、浄水処理を行うことができずに給水栓の水が水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、水質異常に応じて水源及び給水栓等で臨時の水質検査を行います。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したときに実施し給水栓での安全が確認されるまで行います。

8. 水質検査の評価・対応

水質検査結果の評価は、検査項目ごとの結果を水質基準に照らし合わせて行います。その結果、水質に異常が認められた時は直ちに原因究明を行い、安全で良質な水質を確保するために必要な対策を講じます。

9. 水質検査の精度管理

水質検査項目については、多種多様にわたりその検査レベルも極微量レベルでの測定が求められていることから、赤井川村では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査を行える国の定めた地方公共団体の機関又は国の指定を受けた機関等に検査を委託します。

10. 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、関係各課（総務課、保健福祉課等）、保健所及び国の定めた地方公共団体の機関又は国の指定を受けた機関等と連携し、適正な処理を行います。

水源で水質汚染事故が発生した場合には、余市川水系の近隣市町村と情報交換を図りながら、現地調査や浄水の適正な処理等を行います。

11. 水質検査計画の公表

水質検査計画は、ホームページ通じて住民へ周知します。
また、水質検査計画は見直しを行い事業年度毎に策定します。